

PTA 団体総合補償制度について

日頃より PTA 活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。
薬小 PTA では、子ども達の安全を守るとともに、PTA 会員の皆様が安心して PTA 活動を行えるよう、PTA 活動中に生じる様々な事故を補償する 『PTA 団体総合補償制度』に加入しています。保険料は PTA 運営費から支出しています。

対象者：保護者 ボランティア参加者 教職員 児童

『PTA 団体総合補償制度』とは・・・

- | | | |
|--|---|----------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① PTA 団体傷害保険② PTA 管理者賠償責任保険③ 生産物賠償責任保険 | } | 総合的な補償を提供するため
3つの保険を組み合わせています |
|--|---|----------------------------------|

『PTA 団体総合補償制度』では、以下の場合等に補償されます。

◆ PTA 活動中に PTA 会員、児童がケガをしたとき

- (例1) 校外パトロール中に段差を踏み外して転倒、手首を骨折した。
- (例2) 運営委員会に出席するために登校中、交通事故に遭ってしまった。
安全見守り運動の活動中に、ケガをした。

◆ PTA 活動中の事故で他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたとき

◆ PTA 活動のために借りたスポーツ用品などを破損、紛失してしまったとき

- (例3) フェスティバルで使用するために借りた備品が盗難にあった。

上記以外にも補償の対象となる場合がありますので、事故等が発生した際には薬小 PTA 本部までご相談ください。また PTA 会議室に詳しい資料がございますので、ご覧になりたい方はお申し出ください。

注) 児童の場合、日本スポーツ振興センターで給付対象となった場合は補償対象となりません。